

緊急事態宣言による本校の対応について

豊丘高等学校

1 対応の基本方針

本県に緊急事態宣言が発令され、県から出された通知を踏まえ、警戒度をこれまでより高めて、感染症対策を更に徹底した上で教育活動を継続していきます。

2 感染防止対策の徹底

新型コロナウイルスに「感染しない・させない」ためには、生徒一人一人が自覚を持って感染防止対策に取り組む必要があります。そのため、改めて、基本的な感染対策を徹底するよう指導していきます。

(1) 登下校

- ア 生徒の同居家族が濃厚接触者に特定された場合、検査で陰性が判明するまでは、生徒本人の登校を控えてもらいます。
- イ 授業後や部活動終了後は、生徒同士で食事やカラオケなど寄り道はせず、まっすぐ帰宅するよう指導します。
- ウ 登下校中も含め、校内では、原則マスクを着用するよう指導します。

(2) 校内における感染対策

- ア 昼食等の食事は、自席で食べるなど対面にならないようにし、横の生徒とも会話をしないよう指導を徹底します。また、食事後は速やかにマスクを着用するよう指導します。
- イ 「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗、咳エチケットを徹底するよう指導します。
- ウ 教室等の常時換気を行い、室温の低下による健康被害が生じないよう生徒に暖かい服装を心がけるよう指導します。

(3) 教職員の感染対策

- ア 教職員も常日頃から上記感染症対策を徹底していきます。
- イ 家族以外との不要不急の会食や20時以降の不要不急の外出をしないよう周知徹底します。

3 教育活動上の対応

(1) 学習活動

- ア 身体的距離の確保を優先し、教室等においては、生徒の間隔を可能な限り最低1メートルを確保します。
- イ 施設の制約により1メートルの距離が確保できないときは、マスク着用の徹底や十分な換気を行います。
- ウ 教室内は常に対角上の窓を開け、サーキュレーターを設置し、換気を行います。
- エ ペアワーク等を行う場合は、次に留意して実施します。
 - ・ペア等を組む相手は固定します。
 - ・近距離で、対面にならない形で実施し、15分を目安に長時間にならないよう注意します。
 - ・マスクを着用し、必要以上に大きな声を発しないよう注意します。

(2) 部活動

- ア 対外的な練習試合、合同練習及び部合宿は自粛とします。
- イ 公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、慎重に検討します。
- ウ 発声や演奏などを伴う活動については、活動場所を分散し少人数で行うようにします。
- エ 部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、短時間で行うよう指導します。

4 保護者との連携

学校内での感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには、各家庭との連携が不可欠です。

そのため、家族も含めた登校前の健康観察や休日を含めた生徒のみの会食やカラオケの自粛、20時以降の不要不急の外出は控えること及び各家庭においても感染予防に努めていただくようお願いいたします。